

文教福祉常任委員会会議録

令和8年3月2日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、青木副委員長
山上委員、馬谷原委員、横手委員、吉田委員、福岡委員、山田委員、橋本委員、太田委員
岸本議長

説明者 宮崎子ども育成部長、徳江保育幼稚園課長、福岡主任主事
小林健康福祉部長、高木保険年金課長、吉野副主幹、田中主査
一島健康づくり課長、石黒副主幹、渡邊副技幹
高橋教育次長、岡野生涯学習課長、奥谷教育政策課長、高橋指導主事、原主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第13号 寒川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
2. 議案第14号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について
3. 議案第15号 寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正について
4. 議案第16号 寒川町健康管理センター条例の一部改正について
5. 議案第12号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより文教福祉常任委員会を開催させていただきます。

本日の本委員会の案件につきましては、次第のとおりでございます。付託議案5件となりますので、よろしく申し上げます。

議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたけれども、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第13号 寒川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 皆さん、おはようございます。これより子ども育成部からの付託議案1、議案第13号 寒川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江保育幼稚園課長から、質疑応答につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第13号 寒川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

条例制定の背景でございますが、令和7年11月13日に、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準令和7年度内閣府令第95号が公布されました。この基準は、乳児等通園支援事業を実施する事業者が給付を受けるために市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けるための基準であり、子ども・子育て支援法により町が条例を定めることが規定されていることから制定するものでございます。認可につきましては、12月議会において認可基準を町で定める寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例について議決をいただいております。

それでは、条例の内容につきましてご説明させていただきます。タブレット資料は16分の2ページをご覧ください。本条例は3つの章立てで、条例は第1条から第33条までと附則により構成されており、令和7年内閣府令第95号の国の基準に即した内容となっております。

第1章は総則で、第1条では条例の趣旨、2ページから3ページにかけまして、第2条では、一般原則について定めております。

第2章は2節で構成されており、第1節は、利用定員に関する基準として、第3条において、事業者は1時間当たりの利用定員を定めるものとしております。第2節は、運営に関する基準として、4ページにあります第4条では、面談について定めております。事業者は、特定乳児等通園支援を提供するときには、子ども及び保護者の心身の状況等を把握するために当該保護者との面談を行わなければならないこと、面談を行う際には、運営規程の概要や支払いを受ける費用に関する事項など特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならないこと、その重要事項を説明し、保護者の同意を得なければならないこととしております。

第5条では、正当な理由のない提供拒否の禁止について、第6条では、あつせん及び要請に対する協力について定めております。

4ページから5ページにかけまして、第7条では、乳児等支援給付認定証に記載された事項の確認について定めております。事業者は、特定乳児等通園支援事業を提供するときに、町から通知している乳児等支援支給認定証の提示を保護者から受けたときは、記載されている対象児童の氏名、生年月日、利用保護者氏名、有効期間等を確認することとしております。

第8条では、乳児等支援給付認定の申請に係る援助、第9条では、心身の状況等の把握について、第10条には、特定教育・保育施設等との連携では、特定教育・保育施設において円滑な接続ができるよう子どもに係る情報の提供、特定教育・保育施設との密接な連携に努めることを定めております。

第11条では、特定乳児等通園支援の提供の記録について、7ページにかけまして、第12条支払では、町から支払う特定乳児等通園支援に要した費用のこと、保護者から受けることができる費用のこと、保護者から支払いを受けた場合には、費用に係る領収書を交付しなければならないことなどを定めております。

第13条では、乳児等支援給付費の額に係る通知等について、第14条では、特定乳児等通園支援の取扱方針について定めております。

8ページにかけて、第15条では、特定乳児等通園支援に関する評価等について定めており、事業者は、自ら特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常に改善を図ること、定期的に外部の者の評価を受け、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならないことを定めております。

第16条では、相談及び援助、第17条では、緊急時等の対応について、第18条では、乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知について定めております。

9ページにかけて、第19条では、運営規程に定めておかなければならない項目について、第20条では、勤務体制の確保等について、職員の勤務体制を定めること、職員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならないことなどを定めております。

第21条では、利用定員の遵守について、10ページにかけて、第22条掲示等では、事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要や利用にかかる費用等、事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないとしております。

第23条では、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について、第24条では、虐待等の禁止、第25条では、秘密保持等について定めております。

11ページにかけて、第26条では、情報の提供等について、第27条では、利益供与等の禁止について定めております。

12ページにかけて、第28条では、苦情解決について、苦情には迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置を講じなければならないこと、苦情の内容その他の事項を記録しなければならないこと、改善の内容等を町に報告しなければならないことなどを定めております。

第29条では、地域との連携等について、13ページにかけまして、第30条では、事故発生の防止及び発生時の対応について、事故の発生またはその再発を防止するために講じなければならない措置や事故発生時には速やかに町や保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならないこと、事故の状況や事故に際して取った処置について記録しなければならないことなどを定めております。

第31条では、会計の区分について、第32条では、記録の整備等について定めております。

第3章は雑則で、16ページにかけて、第33条では、電磁的記録等について定めております。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行すると定めております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある委員は挙手をお願いいたします。質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 4点ほどお伺いします。まず、先ほど説明がありましたけど、最初に。12月議会で可決されました乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのは、認可のための条例ということでありましたけど、今回の条例の制定なんですけど、これについては、事業者のいろんな基準を決める条例ということでもよろしいのか、それについて確認します。

それと3条で1時間当たりの利用定員と一月当たりの利用定員についてということで、細かな数字は

書いていないけど、それについては今後事業者と決めていくのか、それと21条で1時間当たりの利用定員を超えてはならないとありますけど、利用定員を超えた場合の対応というのはどのようになっているのか、それと12条で、通園支援費用以外の費用、行事とか食事、常に提供される便宜を要する費用などとありますけど、これについてはどのようになっているのかお聞きします。

あともう一つ、19条で、運営規程の中で職員の職種、員数、職務についてですけど、これはどのようになっているのかお聞きします。

以上です。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 今5点ご質問をいただいたかと思います。1番目のご質問で、12月の認可基準の条例との違いと伺いますか、今回と設備及び運営に関する基準についてとの違いですが、12月の議会については、保育園とかもありますように、面積基準とか、保育士の配置基準とかがあり、同じように認可基準を受けなければならないので、基準を定める条例となっております。今回定める条例につきましては、事業者が町から給付を受けることになります。給付を受けるためには、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける必要があることから、町でも基準を定める条例を制定しております。

2番目の3条の月の上限時間につきましては、国では月の上限を10時間としております。町でも経過措置として3時間までというところもありますけれども、町では月10時間上限でお預かりするというふうに決めております。実施をしてくださる施設の状況にもよりますので、そちらでも上限10時間については受け入れをしてくださるということになっております。

次の21条の利用定員を超えてはならないというところで、超えた場合の内容なんですけども、4月から実施してくださる施設については、今ある保育園で余裕があるところでのお預かりになりますので、希望どおりにお預かりができない方というのは、やはりいらっしゃると思います。それにつきましては、日程調整をしていきながらご希望のとおり施設の側でも受け入れができるように配慮していただくようお願いする予定です。

費用について、利用料以外に徴収ができる費用で、そちらも実施をする事業者で決めていただくようになるんですけど、例えばお食事の分だとか、行事に関することだとか、そういったところが考えられるんですけども、今施設も初めてのことで、どういった事業ができるか考えているところなので、まずは安全にお預かりができるように、そういった特別な徴収は考えていないとお伺いしております。

19条の職員の配置についてですが、今余裕活用型でのこども誰でも通園制度を実施すると聞いておりますので、今の保育施設で空いているところでお預かりをすることになります。ですので、保育士については、それぞれ確保ができていると考えております。

以上になります。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 12月議会に出された条例に関しては、認可に関するということで、今回認可で配置基準を決めるということで、分かりました。これに関して12月議会でも受け入れてくれる事業者さんがある程度めどがついたというところで条例制定されたのかなと思っています。これに関しては分かりまし

た。

あと、それから3条の件で、一月当たり10時間ということで、これも12月議会に説明がありましたけど、答弁がなかったんですけど、利用定員に関して、これから事業者と調整していくとは思いますが、それについてどのように考えているのか。

それとあと、利用定員は、現状は余裕型で活用するというものでありましたが、それについて分かりました。

あと、それから12条の件で、支援費用以外は、取りあえず事業者さんで決めていくということですので、これに関しては始めてみないと分からないというようなことだと思うんですけど、なるべく保護者の方には負担のないようにしてもらいたいと思います。

あとそれと19条の件で、運営規程の関係で、職員の関係、取りあえず現状の中でやっていくということなんですけど、これに関して実際ところ余裕があればそれなりに対応できると思うんですけど、余裕がなくなったときにどうなるのか、それと職員のことなんですけど、正規の保育士と、たしか基準の中では保育士の資格がない方でも対応できるようなことを書いてあると思うんですけど、それについてどういう条件というか、状況で対応するのかについてお聞きします。

取りあえず、以上です。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 利用定員につきましては、余裕活用型なので、それぞれの園、今2施設の中で余裕があるところでお預かりをすると聞いております。定員については、これからホームページ等に掲載していきたいと思っております。徴収する部分につきましては、利用料についてはお支払いをいただくようにはなるんですけども、そのほかの部分については、今のところ施設でも徴収する予定はないということですので、もし徴収するようなことがあれば町と協議の上ということになってくるかと思っております。

あと職員についてなんですけども、今余裕活用型ということで、それぞれの保育園の学年ごと、年齢ごとの保育室には資格を持った保育士さんが配置されておりますので、そちらでの対応ということになります。これが一般型ということになりますと、保育士が必ず1名はいないといけないことになっておりますし、もう一名については、保育士の資格がなくてもそれなりの知識を持った方ということで配置をしなければならないとなっておりますので、また替わって一般型ということであれば、そういった保育士さんがきちんと配置されているかどうかを確認しながら、町でも認可の変更の手続きを取ってきたいと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山上委員。

【山上委員】 確認なんですけど、この条例のことは基準なんですけども、事業としての目的というのが、保育所や認定こども園に通っていない乳児幼児を対象ということによろしいですね。そういった中で皆さんも勘違いしている部分があるかもしれないです。通園している子たちがそのまま使えるのではないということは、我々が確認をしなきゃいけない部分だと思っています。また月に10時間まで利用

可能ということですから、月に10時間ということは、10日間行っても1日1時間になっちゃうので、それで30分単位で使えるということによろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 委員がおっしゃるとおりに、こども誰でも通園制度の目的からすると、保育の要件にかかわらず利用できる制度となっております。6か月から満3歳児未満のお子様で保育施設等に通っていないお子様が対象となっております。こちらには月10時間という上限の中で保護者の方が例えば2時間ずつ使うとか、4時間ずつ使うというところは自由な利用できることにはなっておりますが、1時間幾らという設定になっておりますので、1時間単位での利用になります。この制度につきましては、あくまでも子どものためとなっております。家庭で得ることができない経験を通じて子どもが成長していくこと、子どもの育ちを応援することが目的となっております。ですので、一時預かり事業という事業もありまして、そちらは保護者のための事業、その違いがあるところでございます。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 質問いたします。先ほど山田委員からも出ていたかと思うんですけども、今回の条例をつくったことで実施する施設の確認なんですけれども、先ほど2施設というようなことがあったかと思うんですけど、2施設ということによろしいのかということと、今一時預かりの話も出ましたけれども、保護者のためであったり、今回は子どものためというようなことではあるかと思うんですが、その違いが町民の方に明確に伝わるような形でどのようなことをされていくのかを2点お聞きいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 4月から実施してくださる施設については、今のところ2つの施設が手を上げてくださっております。今後認可とか確認の手続きを取って4月に実施できるように今準備を進めているところでございます。あと一時預かりとの違いについて町からの周知ということでございますが、一時預かり事業については、あくまでも施設がやっている事業で、今も全ての保育施設がやっているわけではございません。どちらも余裕活用型、余裕のあるところでお預かりできる事業となっております。なので、保護者のため、保護者がどうしても用事があって保育ができない場合とか、そういった場合での利用となります。今ホームページも、まだいろんなことが決まっていないので、これから詳細を載せていくことにはなるんですが、その違いというか、使い方も十分に理解できるように周知を進めていきたいと思っております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、青木副委員長。

【青木副委員長】 ゼロ歳から3歳未満までという対象なので、事故防止体制というのが非常に大切なことだと思うんですね。条例の第3条では、事故防止のための指針づくりだとか、研修の実施とかというのが盛り込まれていますけども、もしもこれが成立して制度が開始後に、やっぱりマニュアルを作っただけだとか、研修をやっただけで終わるといった形骸化が最も懸念される部分だと思うんですね。そ

ここでなんですけど、指針・マニュアルの内容を町はどこまで確認し、必要に応じて改善を求めていくのかということと、研修の形骸化を防ぐために町は研修後の現場の行動変化をどう確認していくのか、それと事故や重大ヒヤリハットというようなことがあった場合、町は報告受理にとどまらず現場確認、聞き取り、改善指導まで踏み込んでいくお考えなのか。それと不幸にも重大な事故が起きた場合、最終的にこれは町が賠償を全額負担するかどうか、その辺をお聞かせください。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 事故については、この条例にも書かれているように、報告するような内容になっておりますし、今後再発しないようにというところも定めているところでございます。今実際やってくさる2施設については、保育施設になりますので、既にお預かりしているお子様についても、安全計画だとか、事故マニュアルとかを備えている施設になりますし、資格を持った保育士さんもしらっしゃるところでありますので、同じようなマニュアルの中で事故防止に努めていただくようになると考えております。

通常の保育施設と同じようにヒヤリハットとか、重大事故の報告についても記録はきちんと残していただくようになりますし、重大な事故については、町を経由して県にも報告するような義務がございますので、そちらもきちんと報告をしていただく、町からも事故の状況に応じましては、直接お伺いして、話を聞いたり、そういったことをすることは考えております。こちらの事業につきましても、ほかの事業と同じように町の監査が入ることになります。ですので、研修の内容についても、研修報告とかを確認しながら、研修についてほかの保育士、受けていない保育士にも十分周知をしているかとか、帰った後の勉強会等を開いているかなども、いつも保育施設の監査のときにも確認をしておりますので、同じような確認をしていきたいと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 あと、賠償についての基本的な考え方。

【徳江保育幼稚園課長】 賠償につきましては、こちらの条例にも書いてあるんですけども、基本的には施設で保険には加入するようになっていることになっておりますので、事故の状況を見ながらということになってくるかと思っております。

【黒沢委員長】 青木副委員長。

【青木副委員長】 分かりました。基本的には通園制度という新しい制度になっても、待遇とか、そういうことに関しては普通の保育園とか幼稚園と変わらないということで間違いはないということですね。分かりました。もう一度確認なんですけど、その辺を答えていただければということと、あと事故が起きたときは保険に入っていたかどうかということで、それは受けた事業者の方が当然保険料を払うということで、町が肩代わりするとか、そういうのはないですね。その辺を確認させてください。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 今国から子どものための教育・保育給付という事業、それは保育施設が実際やっている事業なんですけども、それと幼児教育・保育の無償化という子育てのための施設等利用給付の事業というのと、今回新たにこども誰でも通園制度という事業、3つの事業が同時に行われるようになります。どれも同じように町の認可と確認を取ることになりますので、条例とかを確認すると、ど

れも同じような内容を定めておりますので、今やっている保育施設と同じような運営をしていただくということになります。あと事故の場合の保険につきましては、今の保育施設もそうなんですけども、保険の関係は各施設で加入していただいている、ご負担もいただいている状況ですので、同じような考え方で進めていきたいと思っております。

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、議案第14号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 皆様、おはようございます。健康福祉部より3件の付託議案の審査につきましてお願いいたします。それでは、付託議案の2、健康福祉部保険年金課が所管いたします議案第14号寒川町国民健康保険条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明につきましては、高木保険年金課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、議案第14号 寒川町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。今回の条例改正は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令並びに国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減所得判定基準の引上げ、また子ども・子育て支援納付金の規定の整備、この3点が主な改正となっております。こちらの改正点につきましては、概要を資料提出いたしましたので、資料により説明をさせていただきます。

まず、タブレット資料02-2 保険年金課寒川町国民健康保険条例一部改正（限度額、軽減判定の見直し）をご覧ください。こちらは改正点の賦課限度額及び所得軽減判定基準額、2点の資料となっております。1、改正の概要につきましては、1点目、国民健康保険料の賦課限度額は、負担能力や運営、公平性の確保から賦課限度額が設けてありますが、限度額は、高齢化の進展による医療給付が増加する中で保険料の負担上限を引き上げずに保険料収入を確保した場合、中間所得層への負担が重くなることから、国により定期的に限度額の見直しが行われております。今回医療分の基礎賦課額に関わる賦課限度額が基準額を上回ることから、現行の66万円の上限を67万円に1万円引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援分の賦課限度額26万円と介護分の17万円と新たに追加されます子ども・子育て支援納付金分の3万円を合わせて全体で113万円の限度額となっております。

2点目は、低所得者に対する保険料の軽減措置で、所得に応じて7割、5割、2割の軽減の仕組みがございしますが、それぞれ軽減に対する所得判定基準が設定されており、経済動向により見直しが行われ、今回そのうち5割、2割の対象世帯に関わる所得判定基準が改正されました。5割軽減は、世帯の所得判定基準を現行の30万5,000円から31万円に5,000円引き上げ、2割軽減は、現行の56万円から57万円に1万円引き上げるものでございます。

次の2、改正の内容は、条例改正の内容を図で表したものとなりまして、右側改正後の図の応能分の賦課限度額を引き上げることで、中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定が可能となり、図の下側、応益分の部分ですが、5割軽減と2割軽減の対象者の拡大を図っております。

次の3、改正に伴う影響見込みですが、令和7年度の保険料算定時の所得や世帯を基に算定しますと、表の上段医療分の賦課限度額を1万円引き上げたことにより限度額超過世帯が2世帯減少し、表の下段軽減世帯におきましては、28世帯の増加となっております。

なお、この表は、令和7年度の保険料算定時の所得や世帯を基に算定しておりますので、子ども・子育て支援納付金につきましては除外させていただいております。ご了承をお願いします。

続きまして、タブレット資料02－3 保険年金課寒川町国民健康保険条例一部改正（子ども・子育て支援納付金創設に伴う改正）をご覧ください。1、改正の概要といたしましては、医療保険の保険料と併せて子ども・子育て支援納付金を徴収し、子育て支援事業の充実を図るものでございます。

2の改正の内容は、令和8年度からは、従来の保険料に加えて子ども・子育て支援金分の保険料を納めていただくこととなりますが、保険料には各区分の需要額に対して応能割、所得割ですね、応益割、均等割と平等割に比率が設定されておりますが、子ども・子育て支援金分の比率については、医療分や他の区分の比率と合わせ所得割、均等割、平等割を50対32対18としております。このうち子ども・子育て支援金分の被保険者均等割は、制度上から子ども、18歳未満の被保険者となりますが、そちらからは徴収しない仕組みとなりまして、子ども・子育て支援金分の被保険者均等割額は、2の図のとおり、一度18歳未満の被保険者全体も含めた均等割額を算定し、そこから保険料の軽減、低所得者7割、5割、2割の軽減であったり、未就学児、産前産後の軽減などの公費により措置する者を減額し、その減額した均等割額から18歳未満に係る被保険者均等割額を減額しまして、当該減額に要した費用は18歳以上の被保険者に対して割り振り、18歳以上の被保険者均等割として賦課することにより賄う制度となっております。

想定される子ども・子育て支援納付金の徴収額は、こども家庭庁の予算額が令和8年度は6,000億円、令和9年度は8,000億円、10年度は1兆円が予定され、試算によると市町村国民健康保険料への影響額は、令和8年で加入者1人当たり月額250円、1世帯当たり350円と予定され、10年度では1人当たり400円、1世帯当たり600円と見込まれております。

4の子ども・子育て支援金制度につきまして、子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みから、支援金の使途は下記記載の子ども・子育て事業に充てられます。

今回の議案は、資料でご説明しました国の施行令等の改正に合わせ、町国民健康保険条例へ同様の措置を講ずるため条例の一部改正を行うもので、資料02－1 議案第14号寒川町国民健康保険条例の一部改正についての新旧対照表などの資料説明につきましては、本会議での健康福祉部長の説明と同様となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
福岡委員。

【福岡委員】 ご説明いただきまして内容は理解したんですが、今回の改正自体が上位法を踏まえての改正ということは十分理解した上で、あえて聞かせていただくんですが、子育て支援金については、保険ではなく税でやるのが一番正しいのかなと個人的には思っております、こども家庭庁のQ&Aの中でも税でなく社会保険なのということについては、答えが書かれておりますが、その上でも税のほうが正しいのかなと個人的には思います。その上で今回この改正に伴って、保険ではなく税として町として独自に行うこと自体は、状況的に可能なかどうかというところについて1点確認させてください。

以上です。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 こちらの改正につきましては、子育て支援法の改正から国民健康保険施行令の内容が公布されておりますので、我々としてはそれに従ってやらせていただくというお話で、お願いという形になります。いろいろな意見は我々も受け止めてはいる状況ではございますが、決められた制度を決められたとおりに適正に行うということが我々の使命となっておりますので、ご理解をいただければと考えております。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、議案第15号 寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 続きまして、付託議案の3、健康福祉部健康づくり課が所管いたします議案第15号 寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明につきましては、一島健康づくり課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 それでは、よろしく申し上げます。健康福祉部健康づくり課より、議案第15号 寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。なお、説明は、先日の本会議の中で健康福祉部長よりご説明いたしました内容と重複する部分もございませうが、ご理解賜りますようよろしく申し上げます。

このたびの改正は、平成26年に制定した現行の条例を歯及び口腔の健康を取り巻く社会の変化を踏まえ、歯及び口腔の健康から心身の健康づくりの推進を一層図るための一部改正でございます。改正に当たりましては、茅ヶ崎歯科医師会より専門的見地からのご意見、また昨年9月に実施したパブリックコメントにおいて寄せられた町民のご意見を反映させた内容となっております。

それでは、詳細の説明に移ります。タブレット資料03、4分の3からの新旧対照表をご覧ください。

歯科医療等業務従事者の責務に、第5条第2項として、「歯科医療等業務従事者は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。」を加えます。

次に、基本的施策第7条に新たに第2号として、「高齢期における口腔機能維持及び向上に係るオーラルフレイル予防に関する取組を推進すること。」を加え、現行の第2号中の「定期的に」の前に「幼年期から高齢期までの全ての世代で」を加え、同号を同条第3号とし、現行第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、現行第8号中「体制の構築に関すること」を「による歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行うこと」に改め、同号を同条第9号といたします。

同条に新たに第10号として「フッ化物応用等の効果的な虫歯予防対策の推進に関すること。」を加え、さらに第11号として「災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること。」を加えます。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

馬谷原委員。

【馬谷原委員】 1点伺わせてください。健康づくり推進条例の改正、より進歩した内容になるのは望ましいことだと思っております。この改正に関しまして、社会的な情勢の変化に応じてこれを改正するというところでございました。先ほどパブリックコメントやこの改正の原因となっていることが幾つかありましたが、その点について差し支えない範囲でもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【黒沢委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 社会的変化についての補足説明というか、具体的なものについてのご質問だと承ります。お答えしたいと思います。今回の改正は、平成26年以降10数年ぶりということになります。社会の状況の変化は、まずはオーラルフレイルという概念ができて、それが社会の中で浸透というか、定着し始めつつある、まずオーラルフレイルという言葉、そしてもう一点は、歯、歯科検診等々が社会的要因、特に虐待、子どもだけではなくて、今全年齢でも虐待問題というのは非常に深刻なことでありますので、口の中の様子を見れば、その苦しい状況が想像できる、そういう観点があるということがもう一点。そして災害に関しては、いろんな大きな災害、避難所の長期な生活の中において、災害関連死は口腔内の不衛生によるもので起こるということも整理されてきているというのが、この社会変化の大きな以上3点だなと捉えて改正してまいりました。

以上です。

【黒沢委員長】 馬谷原委員。

【馬谷原委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

太田委員。

【太田委員】 社会変化によって様々な歯とか、口腔の状況が変わってきて、またそれが病気の予防につながっていくということも、すごく分かってまいりました。そういった中で、先日も子どもの虫歯の率が少し減少してきたというようなニュースもあったかなと思います。そういった中で、第7条、基本的な施策、町が取り組んでいくところになりますけれども、オーラルフレイル予防については、今までも若干取り組んできて、特に高齢者、きていただいているかなと思いますけれども、3で幼年期から加わってきました。歯医者さんに行くのはすごくハードルが高かったりするんですけども、若干金額も、歯医者さんによって若干違いはあるにせよ、割と定期的に行くとなると、かなり金額的にもいくかな、健康な口腔を維持していくという意味では大事なことなんですけれども、そういった意味で、条例をつくるということは、これに沿った具体的な取組を今後、令和8年今後予算の委員会が始まると思いますけれども、そういった中でしっかりと取組が提示されていくのか、それは具体的には言えないと思うんですけども、提示されて進めていくのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

【黒沢委員長】 渡邊副技幹。

【渡邊副技幹】 ありがとうございます。金額があまり安くないところは課題ではあるかなと思っております。令和6年からではあるんですけども、今まで40歳からの成人の歯科健康診査を実施していたところ、20歳、30歳を対象に加えるというようなことも令和6年度から始めております。そして多くはないんですけども、一定数受診していただき、その中でも要治療や指導が必要ということが分かった方もいらっしゃいましたので、その辺りは引き続き、これは500円という少し安い金額で一度は受診できる機会を若い世代にも設けたことがありますので、今後もそれを引き続き実施していけたらと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 太田委員。

【太田委員】 妊婦さんも歯科健診、これはどこでもやっているわけではないと思うので、本当にいいことかなと思いますし、これは今20代、30代の若年層まで下りてきていますけれども、これを幼少期まで下げていくという今後の予定とかというのはありますでしょうか。

【黒沢委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 歯の健康づくりは、幼少期から始まって、妊婦から始まっていくということにもなりますけれども、寒川の歯科、大分虫歯等々は少ないにしても、やはり例えば幼児、3歳半の健診とか、みんながひとしく虫歯があるというよりも、虫歯がある子はいっぱいあるみたいな、何かそういう現状があると把握しております。ですので、まず母子保健が非常にありがたいのは、節目節目でちゃんと健診がある中に歯科健診というのが必ずついており、その中で歯の見立てのみならず歯科衛生士さんの保健指導、アドバイスが入っているので、それとの連携を続けるということは非常に大事ですし、そこが普及啓発の場であるという認識を引き続きしながらやっていきたいと思っております。ですので、この条例は、健康づくり課の事業の中でお会いする大人ではなく、これを契機に全体の本当に各課、母子保健だったら子育て支援とか、そういうところでも現状とか、こちらのやり取りをしながら深めていきたいと思っております。予防がきちんとできれば歯科医院に行ってお金を払うこともないでしょうと思っておりますので、やっぱり予防かなと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 太田委員。

【太田委員】 本当に歯医者さんに行かないことが一番いいかなと思いますので、ぜひ横断的な、横の課との連携、健康づくり課だけではなくて母子保健でもしっかりやっていただいて、妊婦さんにしても、生まれてきた赤ちゃんにしても、やっていただいているので、横断的な取組をしていくということがすごく大事なのかなと思っておりますので、またぜひ今後しっかりと取組をしていただければと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 1点確認させてください。今回の改正案の中で特に入れていただいてありがたいと思うところが、災害事態等における感染症の蔓延なども含めてなんですが、口腔の健康づくりに関する対策の推進ということを入れていただきました。今後災害時の歯や口腔衛生については非常に大きな問題だと思うんですが、それについて条例に書かれたということなので、取り組んでいかなきゃいけないと思うんですが、それについての取組計画などをお伺いさせてください。

以上です。

【黒沢委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 災害が今回のキーワードとなっております。まずは条例を策定する作業の中でも、歯科医師会の先生たちの専門的な見地からご意見をいただきつつというのは、冒頭にお話させていただいたことの流れで、まず地域の予防活動、保健については、歯科医師会、今回の条例を策定することのみならず、これからの展開においても顔の見える関係というのが、まず重要なと思っております。特に歯科医師会の先生たちも、災害のことについては非常に今意識が高く、町でもいろいろやり取りをさせていただくのもあるので、まず歯科医師会との顔の見える関係というのを1つ挙げたいと思います。

あとは、災害がいざ起きると、最初は命になっちゃいますけれども、関連死に非常に口腔が関係するという点も普及活動をしっかり始めていきたいと考えています。

以上、2点です。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 お話はよく分かりました。では、防災計画の中への取り入れという形については、今どの程度考えられていらっしゃるのかお聞かせください。

【黒沢委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 歯の項目として、まだ防災計画には、今あるものについては、特段記載事項はございませんけれども、必要時、防災計画は改正するという流れになっていますので、この条例ができてからは庁内連携、先ほどもありましたけれども、部署横断的なというか、その中でこの件についてもしっかり計画書に必要なものほうたっていきたいなと今考えているところです。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、この案件につきましては、質疑はこれまでとさせていただきます。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、議案第16号 寒川町健康管理センター条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 続きまして、付託議案の4、健康福祉部健康づくり課が所管いたします議案第16号 寒川町健康管理センター条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明につきましては、一島健康づくり課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 続きまして、同じく健康福祉部健康づくり課より、議案第16号 寒川町健康管理センター条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。なお、説明は先日の本会議の中で健康福祉部長よりご説明いたしました内容と重複する部分もございますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

今回の改正は、現行の健康管理センターの指定管理が令和8年3月31日で終了することから、指定管理者による管理に係る条項を改めるもの及び令和8年9月1日からの新施設の供用の開始をするに当たり、新施設供用開始後の公の施設の設置場所を定めるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。タブレット資料04、4分の3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条に新たに第2項として「健康管理センターに分室を置き、寒川町宮山144番地1に設置する。」を加え、第3条、指定管理者による管理は削除するものです。第4条から第10条までを1条ずつ繰り上げ、指定管理者による管理から町長による管理に条文を整理するものです。

附則として、新たに健康管理センターの休止、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により宮山401に設置する健康管理センターは、令和8年9月1日から当分の間休止することの1項を加え、施行日につきましては、この条例は、令和8年4月1日から施行する、また第2条に1項を加える改正規定及び附則に第1項を加える改定規定は、令和8年9月1日から施行すると改正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明がございました。これより質疑に入ります。質疑のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 まず、3点ほどお伺いします。今回2条の2項で、分室という言葉が出てきますけど、

これについては本所があるということに関して分室という形でということなんですけど、それに関して今度新しくできるところは分室という形になるのか確認したいと思います。あとそれと、今回指定管理者という言葉が削除されるわけなんですけど、これで町長が管理するということになりますけど、これに関して今後、今指定管理者を受けている社会福祉協議会はどうなっていくのかということについてお願いします。

【黒沢委員長】 2点になろうかと思えますけど、よろしいですか。お答えをお願いします。

石黒副主幹。

【石黒副主幹】 まず、分室という表記の取扱いについてご説明させていただきます。分室につきましては、今町の条例だと図書館などでやっているのと同じような形で、ほかの施設に分室という形で置くような規定となっておりますが、こちらは例規の整備上ですと、分室の取扱いというのはテクニカル的な内容になりまして、実際今新しく造る施設は、庁舎というのと複合的な機能を持たせるものになりますので、庁舎の中に一部屋、健康管理センターが分室としてあるような形になるんですけども、実際に建物の中での健康管理センターの呼び名などにつきましては、分室というのは使わずに健康管理センターと表記していきたいと考えております。

次に、2点目で、指定管理者を削る部分につきましては、社会福祉協議会につきましては、設立当初からいらっしゃいますので、その当時と同じような形で社会福祉協議会はそのままあちらで活動していただいて、施設の管理、具体的には自動ドアやエレベーターや空調施設、あと水道施設などの保守や維持管理、あと水道代や電気代の支払いなどを町の担当課で行おうと考えております。

以上となります。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。取りあえず条例上の文言整理みたいな感じで、今回庁舎の一部になるということで理解しました。なかなか分かりづらいところがあるかと思ったんですけど、あと、今回社会福祉協議会ですけど、取りあえず先ほどの説明では3月31日で期間が切れるということですけど、その後9月まで新しい健康管理センターができる間は今までどおりのところでやっていくのか。町長が管理するとなると、社会福祉協議会は、健康管理センターの管理業務はなくなるということでよろしいんですか。

【黒沢委員長】 石黒副主幹。

【石黒副主幹】 直接的な管理責任者という立場ではなくなりますので、通常管理は町で行いますが、常時我々もいるものではないので、その場での窓口対応みたいなものは、このまま社会福祉協議会さんに続けていただくような形にはなると思いますが、基本的に直接的な維持管理は町で行うような形となります。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 施設の設備の管理に関しては町が直接やっていくということですけど、そうなりますと、今まで社会福祉協議会に職員の方がいらっしゃるわけですけど、それについて雇用とか、そういうものに関しては今後どのようにしていくのかについてお伺いします。

【黒沢委員長】 石黒副主幹。

【石黒副主幹】　　これまで指定管理をやっていた際には、社会福祉協議会さんで会計年度任用職員みたいな形で1人雇用していただいて、そちらの方に早く来ていただいて施設を開けていただいた後に、水道やトイレの内容などを確認していただいたりという業務があったんですけども、そちらはなくなりますので、そちらの方には今後別のことをやっていただいて、トイレの保守やトイレについている必要なものをそろえたりというのは、町でやらせていただこうと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】　　他に質疑はございませんか。

福岡委員。

【福岡委員】　　今回指定管理者による管理が削除という形なんですけど、将来的な社会情勢の変化なども踏まえて、指定管理者による管理というのも条例上残しておいたほうがいいんじゃないかなとも思うんですけど、町直営でも指定管理を頼んだときはできるという形のできる条文に替えた形で、将来的な指定管理、例えばまたやるときに必要なときにも対応できるような改正のほうがいいんじゃないかと思うんですけど、それについての確認をさせてください。

【黒沢委員長】　　石黒副主幹。

【石黒副主幹】　　条例改正の方法について、指定管理についてですけども、こちらにつきましては、委員のおっしゃるとおり、その方法も考えまして、その上で今の例規整備の担当と調整したんですけども、もともと健康管理センター条例が健康管理センター設立当時からありまして、指定管理が始まった段階で全部改正を行って、指定管理に関する項目を加えたという経緯がありましたので、指定管理を始めるときに例規全体を、ほかの部分は同じなんですけど、指定管理の項目を入れるために全部改正を行ったという経緯を考えると、指定管理が終わる段階ではその部分は削るのが正しいということで整理されたものでして、今回はこの形とさせていただきます。今後もし健康管理センター部分を指定管理が必要となった場合には、改めて加えるような形で条例の改正をさせていただければと思います。

以上です。

【黒沢委員長】　　他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】　　それでは、質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】　　休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、議案第12号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題といたします。本議案に対しての説明を求めます。

高橋教育次長。

【高橋教育次長】　　皆様、こんにちは。それでは、付託議案の5、議案第12号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明につきましては、岡野生涯学習課長より、また質疑等につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】　　岡野生涯学習課長。

【岡野生涯学習課長】 それでは、議案第12号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正について説明いたします。なお、説明につきましては、先日の本会議において教育次長よりご説明させていただきました内容と重複する部分もございますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

タブレット資料05寒川町青少年問題協議会条例の一部改正についてをお開きください。寒川町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第1条の規定により設置し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の自立につき必要な事項を調査、審議するため、またその総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連携調整を図ることを目的に、これまで協議会を運営してまいりました。

しかし、昨今の青少年を取り巻く環境は、協議会設置当初と比べると多様化、複雑化しており、青少年の問題そのものが変化してきております。こうした中、教育委員会や教育現場においては、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置することができることと定められております。これらの現状を踏まえ、青少年を対象とした問題や課題に総合的に取り組むためには、青少年問題協議会を生かす形でいじめの防止等についても協議することが最も適していると考え、委員構成についても、より青少年の現場に近い構成員とすることで、いじめの防止等の協議にもふさわしい協議会となるため、青少年問題協議会といじめ問題対策連絡協議会を並立する協議会とし、協議内容の幅を広げ、相互に関連する事項を協議する場としてまいります。

改正内容は、これまでの審議事項にいじめ防止等に関する関係行政機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を調査、審議すること、それといじめの防止等に関する関係行政機関及び団体相互の連絡調整を図ることを加え、本協議会の構成員についても審議に即した、より青少年の現場に近い構成員に見直すものです。

具体的な改正箇所につきましては、タブレット資料5分の4ページ、新旧対照表で説明いたします。まず、条例の改正箇所ですが、条例名そのものにいじめ問題対策連絡を追加し、青少年問題と並立する協議会であることを明示いたします。第1条には、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定により、いじめ問題対策連絡協議会を並立して設置することを追加いたしました。第2条では、協議会の所掌事務に第3号として、いじめ防止等に関する関係行政機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を調査、審議すること、第4号として、いじめ防止等に関する関係行政機関及び団体相互の連絡調整を図ることを追加いたします。

さらに第3条の組織について、委員21人以内としていた部分を委員18人以内と改正いたします。また、第1号の町議会の議員を削除し、第2号を第1号に、第3号を第2号に繰り上げ、第3号にその他町長が必要と認める者を追加いたします。これは青少年問題協議会の上位法令である地方青少年問題協議会法における改正に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進の一環により、委員を地方公共団体の議会議員等から任命する旨の条文が削除されていたことと、さらに青少年や教育現場に近い委員構成に改めるため委員構成の見直しを行うものです。

附則といたしまして、第1項では、条例の施行日を令和8年6月1日とし、第2項においては、本条例の名称変更に伴い、青少年問題協議会もその名称を寒川町青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会と改めることから、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例においても、その協議

会委員名を改めるものでございます。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

橋本委員。

【橋本委員】 何点か質問させていただきます。まず、今回メンバーが少なくなるということですが、協議会委員のメンバー構成はどのようになるのかお聞きいたします。その他町長が必要と認める者とありますけれども、どのような方をイメージされているのかお聞きいたします。また、協議会の回数は何回を想定されているのかお聞きいたします。また、名称にいじめ問題対策が加わっております。組織も再編されますが、従来の青少年問題、非行、不登校、有害環境対策などと深刻化するいじめ問題の対応について審議の優先順位や時間の配分をどのように想定されているのかお聞きいたします。

今回議会選出議員が委員から外れることになりましてけれども、議員の委員が担っていた町民の声や課題を届ける役割を、今の説明ですと、現場の声をしっかりと取り入れていくメンバーを選んでいくということも意見をいただきましたけれども、ただ、実際にその議員も今までそういうこともやってきましたので、そういった中で今後どのように補完をされるのかお考えをお聞きいたします。

同様に協議会が話された内容を議会に共有する役割というのが、今後どのように補完されるお考えがあるのか、例えば定期的かつ公式に議会へ報告する仕組みなどがされるのかについてもお聞きいたします。

以上、5点よろしく願いします。

【黒沢委員長】 岡野生涯学習課長。

【岡野生涯学習課長】 それでは、まず委員の構成についてお答えしたいと思います。現在上限21人以内としていたところを18人以内と変更するとお話しさせていただきました。確かに今この条例の改正だけを見ますと、3名の減ではないかというところもあると思うんですが、この条例の中で掲げている町及び関係行政機関の職員や学識経験者、こういった推薦枠につきましては、第8条で、協議会の運営に関し必要な事項については教育委員会規則で定めると規定していることから、今後寒川町青少年問題協議会条例施行規則において具体的な選出団体についても定めていく予定としております。イメージといたしましては、より青少年の現場に近い方を想定しておりますので、児童相談所など、そういったところにもお声かけをしていこうかと検討しております。

会議の回数なんですけれど、これにつきましては、本日同席しております学校教育課とも調整を図りながら、今現在青少年問題協議会は7月と2月年2回の開催をしておりますが、今後はまた新たな課題などの発掘も必要となってきますので、会議回数については今後検討していきたいと考えております。

同様に時間配分のお話もあったかと思うんですが、その都度課題となっていることを委員の方から持ち寄っていただいて、その都度検討していくというところで、具体的に時間まではまだ検討ができてございません。

最後に、議会への報告ですが、これに関しても今現在はまだ決定がされておられませんので、学校教育課と調整をしながら決めていきたいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 4点目の多分議会議員から選出された委員さんが今回外れることになりましたと、それに対する影響についてどう考えますかという質問に答えが出ていなかったかなと思うんですけど。

岡野生涯学習課長。

【岡野生涯学習課長】 大変失礼いたしました。地域の声でよろしかったかと思うんですけど、これにつきましては、現在も委員の中に含まれております民生委員さんであったり、自治会長様、あと保護司の方とか、あと青少年指導員の連絡協議会からも選出いただいております。そういった地域に関わる方は現在も委員の中にいらっしゃいますので、今後またそういったところから地域の声を聞いて協議は進めていきたいと考えております。失礼いたしました。

【黒沢委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 これから決めていただくというようなことが結構多かったのかなという認識です。ただ、先ほどの審議の優先順位や時間の配分で、時間の配分はその都度持ち寄って検討していくというようなお返事だったと思うんですけども、名前のおおりに、青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会ということだけあって、主にいじめが重点化に審議されるのかなというイメージがあるんですけども、回数も今までは年2回ということで、回数も少ないということで、今後はそれがどうなっていくのかまだ分かりませんが、いじめに関しては基本的にその会議の中で必ず入れていって、それ以外に関してその都度検討していくという、そんなイメージなんじゃないかな。それともいじめも、名前は協議会としてはなくなりますが、その都度持ち上がった緊急性のあるものを審議していくという感じなんじゃないかな。その点について分かれば教えていただければと思います。

【黒沢委員長】 岡野生涯学習課長。

【岡野生涯学習課長】 今回の改正につきましては、あくまでも2つの協議会は並立という形で改正しております。と申しますのも、青少年を取り巻く環境は、本当にいじめに特化することもできないし、今まで問題になっていたことも一緒に協議をしたほうがより審議が深まると考えておりますので、まずはそれぞれの選出母体から出ている皆様に現状の課題、報告などをしていただいて、通常の会議はそのように開催する予定です。ただし、もしも、あってはならないことですが、何かいじめに関して重篤な問題が出た場合には、緊急に招集することも今後は検討していきたいとは思っておりますが、これに関してはまだ現状何かあるわけではございませんので、現状を取り巻く環境、課題を持ち寄ってまずは審議をしていく、情報共有をしていくというふうを考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 状況は分かりました。ただ、この条例を見ると、いじめ防止等に関連する連絡調整を図ることとか、調査審議をすることなど結構具体的にいじめに特化しているのかなとは思いますが、確かに今説明があったとおりに、全体を見ながらというところはありますけれども、いじめの問題は全国、そして寒川町もしっかりと考えていかなければならない本当に大事なことではあるかと思っておりますので、しっかりこの協議会を通して問題解決に向けて取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結させていただきます。大変にご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の文教福祉常任委員会に付託されました議案につきましては、質疑まで終結いたしました。この後討論、採決の予定となりますけれども、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。ちょっと休憩したいとは思いますが、11時再開でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより議案ごとに討論、採決に移ってまいります。初めに、議案第13号 寒川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第13号 寒川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について反対の立場で討論します。いわゆるこども誰でも通園制度は、未来の子どもの安全、成長保障の体制としては不十分です。時間制限や利用定員があるために必ず預けられる保障はありません。既にある余裕型一時預かり保育を充実すべきとして反対といたします。

【黒沢委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず初めに反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案に関しまして賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 寒川町健康管理センター条例の一部改正について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正について討論はありませんか。初めに方討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これもちまして、文教福祉常任委員会を終了させていただきます。

大変にありがとうございました。またご苦労さまでした。

午前11時03分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 6月 2日

委員長 黒沢 善行